



まつもと 松本 浩次 (無所属)

太陽光発電・地域づくりについて

太陽光発電設備の現状について

問 設置された設備に対する苦情等の内容と市の対応は。

答 設置区域内からの雑草の繁茂、土砂等の流出が主なものです。

市の対応として、太陽光条例により同意した箇所については都市整備課から、条例非該当の箇所については環境政策課から保守管理者に連絡し、指導等を行っています。

問 設備の耐用年数と耐用年数が過ぎた際の設備撤去の対応は。

答 国の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」では、耐用年数を17年と定めています。なお、発電事業終了後の除却費用については「改正再エネ特措法施行規則」により、令和4年7月から10キロワット以上の太陽光発電事業の認定事業者は、発電設備の解体・撤去及び処理に要する費用に充てるための金銭である「解体等積立金」を、国

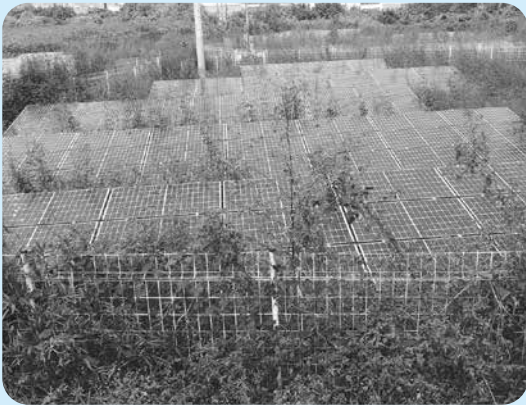
が指定する外部機関である「電力広域的運営推進機関」に積み立てることが義務付けられています。

条例の見直しについて

問 新たに景観計画が策定された今、より住民目線に立った太陽光条例見直しの考えは。

答 太陽光条例については、今後も検討を継続しながら、必要に応じて随時見直し等を行っていきたく考えています。

その他、1項目を質問しました。



雑草に覆われた太陽光発電パネル



かない ひさお (日本共産党安中市議団)

市長の所信表明・処遇改善手当・農業振興対策について

観光振興について

問 「国指定史跡」を目指して、松井田城址保存会が8月に市の指定を申請している。県、国への働きかけを強化し動きを始めたいが。

答 本丸・二の丸・馬出などの遺構を指定できるように、早期に検討を進めたいです。

市民幸福度の向上について

問 公共交通整備が幸福度の最低限の要素だ。「他人に気兼ねなく安価に外出ができる幸せ」を早く実現すべきだが。

答 他市の事例等も調査、研究し導入の可能性を検討します。

新庁舎建設問題の精査について

問 現庁舎敷地は、市民の財産で、価値ある土地だ、簡単に売却など無責任という声があるが。

答 敷地は、西毛広幹道に接しているため、賑わいを創出できる施設に適していると思われるが、あくまでも財政負担の軽減

策の1つの案です。

処遇改善手当について

問 賃金水準が極めて低い福祉関係労働者の処遇の改善政策が実施されたが、施設によって大きな開きがある。保育園や学童クラブで実際の賃金改善は図られたのか。

答 保育園等はすべての保育施設で実施しています。学童クラブでも3クラブを除いて実施しています。

その他、1項目を質問しました。



松井田城本丸跡での間伐作業